第2号　平成18年1月23日 発行

特定非営利活動法人　バーチャルメディア工房ぎふ
岐阜県大垣市加賀野4-1-7　ソフトピアジャパン7階
TEL/FAX 0584-77-0533
E-mail info@mail.vm-studio.jp　WEB http://www.vm-studio.jp/

VMネット

Virtual Media Studio Gifu

■ 障害者雇用について知っていますか？
■ おめでとうございます！
■ 働く障害者インタビュー

VMネット2号発行

VMネットをお読みいただき、誠にありがとうございます。創刊号として前号を発行してから、２号の発行がすこし遅れてしまいました。その間、私どもバーチャルメディア工房ぎふは、よりいっそうの重度障害者の就業支援を目的として、平成16年8月に特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）に認可され、さまざまな取り組みができるようになりました。

今後ともバーチャルメディア工房ぎふをよろしくお願いいたします。

障害者雇用について知っていますか？

一定割合の障害者を雇わなくてはならないなど障害者雇用について定められた「障害者の雇用の促進等に関する法律」。先日、この法が改正されたのをご存知ですか？

新たに在宅就業者も支援の対象となるなど、事業主の方々がより障害者を雇いやすいように改正されました。障害者を雇いたいけれども、実際どのように雇っていいのか分からないという事業主さんも多いかと思います。そこで今号では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」を取り上げます。

では、具体的に「障害者雇用の促進等に関する法律」では、どんなことが定められているのでしょうか？

障害者の雇用促進と職業の安定を図ることを目的として次の施策を講じることとしています。

①職業リハビリテーションの推進

②障害者雇用率制度の運営･･･すべての事業主が常用労働者の数に対する一定割合（民間企業の場合は1.8%）の数の障害者を雇用することを義務づけている制度

③障害者雇用納付金制度の運営･･･法定雇用率未達成の企業のうち、常用労働者301人以上の事業主から納付金を徴収し、法定雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用促進などを図るための各種助成金を支給する制度

しかし、近年障害者の雇用についての理解と関心が高まっているものの、依然として厳しい状況が続いています。障害の有無にかかわらず、働きたいと思うすべての人々がそれぞれの適性や能力に応じて働くことができる社会はとてもすばらしいのですが、これを実現するためには、事業主の方々の障害者雇用に対する理解が必要不可欠なのです。
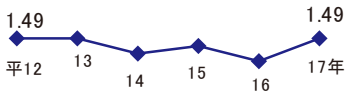
法定雇用率
1.8%
⇩
実雇用率
1.49%